

第 2 2 7 回山形県建築審査会 議事録

日時：平成 2 3 年 4 月 1 4 日（火）

場所：山形県議会議事堂第 3 会議室

【午後 1 時 3 0 分開会】

出席委員 平吹委員、小山委員、黒沼委員、山田委員、鈴木委員

欠席委員 三浦委員、小笠原委員

（冒頭、建築住宅課長の挨拶があり、その後、各委員、担当職員の紹介を行い、続いて事務局より審査会成立の報告があった。）

その後、審査会会長選出に移り、委員の互選により、平吹委員を審査会会長に選出した。また、平吹会長から小山委員を会長代理とする提案があり、了承された。）

（本審査会では同意が必要な議事はなく、報告やご意見をいただきたい議題が、包括同意による報告も含めて四つである旨事務局の説明があり、その後議事に入った。）

平吹会長

議事（1）「建築行政マネジメント計画について」、事務局の説明を求めます。

事務局

建築行政マネジメント計画についてお手元の資料 1 により説明します。本計画は、昨年度、国土交通省より発出された技術的助言、建築行政マネジメント計画策定指針に基づき、建築行政マネジメント推進協議会等でご意見をいただきながら検討を進め、建築審査会の皆様からも書面でご意見を伺い、さらに 3 月 4 日から 3 月 22 日までパブリックコメントを実施し特に意見はなく 3 月 30 日に計画を策定し公表いたしました。

計画は、円滑な経済活動の確保に配慮しつつ、建築物の安全性を確保するための更なる取り組みを行うため、関係機関・関係団体等と連携して建築行

政が取り組むべき事項を定めたものです。

基本的視点として、円滑化の推進、安全性の確保、組織連携の強化の3つの視点に基づき作成しました。

内容としては、建築行政に係わる諸問題に対応するため、6分野、12取組、42施策により取り組んでいくこととしています。

その中でも、1-1 建築確認の実効性の確保、2-2 建築士及び建築士事務所の指導・監督の徹底、3-1 違反建築物への対策の徹底、4-1 定期報告の適確な運用による維持保全の推進の4つを重点的に取り組む分野としております。特に1-1に関する実効性の確保については、建築確認審査の迅速化に努めております。

また、本計画は毎年実施状況を確認のうえ改善しながら実施していくこととしています。今後とも、ご意見等をいただいで推進していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

平吹会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

黒沼委員

計画期間について、教えてください。

事務局

本計画の計画期間は、計画を策定した平成22年度から平成26年度までの5年間です。これは、国の指針により記載があり、そのまま記載いたしました。

小山委員

この計画と、建築審査会の位置付けはどうなりますか。

事務局

法律上の直接の位置付けはありませんが、アドバイザー的な役割になります。建築行政マネジメント推進協議会設置要綱でも、必要に応じ意見を伺うこととしております。

小山委員

建築確認の迅速化について具体的目標はどうなっていますか。

事務局

本日の配布資料には添付しておりませんでした。計画中に数値目標を定めております。具体的には、構造計算適合性判定を要する物件に係る確認書類の提出から確認済証交付までの所要期間の平均値について35日以内としています。

平吹会長

建築確認については耐震偽装事件があつてから厳しくなり、なかなか建築確認が遅く増築ができないなどの問題があつたと思います。その後、県独自の円滑化策を出すなどの取組みが行われ、昨年度から運用改善の取組みも進められており、建築士会でも説明会などを開催してきました。申請から35日以内に建築確認を行うという目標は達成していますか。

事務局

本県においては平均で35日以内となっております。

平吹会長

意見も出尽くしたようですので、議題(1)についてよろしいでしょうか。

(はいの声)

では、次に進みます。

次に、議題(2)「第58回全国建築審査会長会議について」事務局の説明を求めます。

事務局

第58回全国建築審査会長会議について、お手元の資料2により説明します。

(資料により、会議概要、昨年度の次第、今年度の次第案について説明。4月27日の第1回世話人会に向けて、この後、同会場で第1回会議運営委員会を開催する予定であり、本審査会からは、平吹会長と小山会長代理に参加頂く予定となっている。)

なお、本県の建築審査会は山形市と県の2つのみであるため、委員の皆様にもご協力を仰ぐことがあるかも知れませんが、よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

平吹会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

ないようですので議題（２）についてよろしいでしょうか。

（はいの声）

では、次に進みます。

次に、議題（３）「ドライクリーニング工場への対応について」事務局の説明を求めます。

事務局

ドライクリーニング工場への対応についてお手元の資料３により説明します。

（資料により、ドライクリーニング業に関する問題の発覚、現地調査の実施及び結果の公表、国土交通省の対応方針、山形県の取り組み状況（クリーニング事業団体との意見交換会及び各事業者への説明会開催、再調査の実施）、今後の対応予定を説明。さらに参考として、建築基準法の制限内容及び安全対策を実施することとして建築許可をとる場合に建築審査会の同意が必要であること及びその手続きの概要並びに事業者あての説明会資料の説明などを行った。）

平吹会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

黒沼委員

私の感覚では、違反となればすぐ処分となるのが普通だと思いますが、今回そのように取扱わない理由は何ですか。

事務局

本来は委員のおっしゃるとおり、違反に対しては処分も含めた対応を行うことが普通ですが、今回の問題では違反の割合が全国で半数以上となっており、県内でも約１／３以上が違反している可能性があることがわかっています。また、クリーニング業者は零細で高齢者が単身や夫婦のみで営んでいる

事業者が多いため厳しくすれば廃業に追い込んでしまうことが懸念されることから、必要な安全対策を行えばそのままの立地を認めることとし、そのために建築許可手続きを取らせるよう、対応を整理したところです。

平吹会長

この問題に関連し、サポート制度として国の補助事業がありまして、建築士会が図面の作成を依頼されています。建築物の図面のない事業者に建築士会の建築士を派遣し、調査のうえ平面図等を作成するものです。

山田委員

原因の丁寧な調査が必要ではないでしょうか。行政の周知が問題なのか、進めた側の責任だと思われるので。

事務局

わかりました。

平吹会長

意見も出尽くしたようですので、議題（3）についてよろしいでしょうか。

（はいの声）

では、次に進みます。

次に、議題（4）「建築基準法第56条の2第1項ただし書の包括同意について」事務局の説明を求めます。

事務局

（資料4により、許可建築基準法第56条の2第1項のただし書による許可基準（平成13年建築審査会同意済）と建築基準法第56条の2第1項のただし書許可の包括同意基準について（平成15年建築審査会同意済）を資料により基準の概要を説明し、今回の包括同意の6物件について、それぞれの内容を説明。）

平吹会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

平吹会長

それでは他に意見もないようですので、議題（4）については同意すると

いうことでいかがでしょうか。

(異議なしの声)

では、県より提出されました議題については以上であります。

委員の皆様には慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。

議事はこれで終了いたします。

【午後2時50分閉会】

山形県建築審査会長

議事録署名委員

山形県建築審査会委員

山形県建築審査会委員
